原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

1. 日程

令和3年11月1日(月)

2. 目的

中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の 現場を視察すること

3. 視察委員

内田会長、樫見会長代理、明石委員、織委員、鹿野委員、古笛委 員、富田委員、山本委員 計8名

4. 視察先

- 大熊町 大野駅周辺の帰還困難区域の商店街、特定復興再生 拠点区域外の住宅等を視察。
 - 大熊町役場において、吉田町長、吉岡議長等と意見 交換。

富岡町

- 未解体大規模店舗を視察。
- 富岡町役場において、山本町長等と意見交換。

浪江町 ● 道の駅なみえ、棚塩ラック式カントリーエレベータ 一、酒井・谷津田メガソーラー(車窓)等を視察。 佐藤副町長から御挨拶。

- 双葉町 双葉厚生病院において、重富院長等から御説明。
 - 帰還困難区域の鴻草地区を視察。
 - 双葉町産業交流センターにおいて、伊澤町長、伊藤 議長等と意見交換。

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察における 被災自治体等の主な御発言概要

【大熊町】

- ・令和4年春に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたとして も、今後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦 痛は増すばかりである。審査会としての責務を認識し、避難生活の 続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害、避難費用 を含むその他の実費が発生している場合には、その個別の事情に応 じた賠償が確実に実施されるよう、適切に審議し中間指針に示して ほしい。
- ・商工業者や農林業者等の営業損害等の一括賠償後においても損害が 継続又は発生している場合には、個別の状況に応じた賠償がされる ように改めて中間指針に示してほしい。また、一律に終期を定める ということなく、中間指針の本旨を尊重した賠償が行われるように、 東京電力に強く申し入れてほしい。さらに、営業損害に対する賠償 について、農業と商工業に差があり、是正を強く要望したい。
- ・ADR センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、中間指針を超えた和解が成立していることや裁判によって様々なケースの判決が下されているところではあるが、共通する事例、類似事例については、等しく迅速かつ円滑に賠償が実施されるように中間指針に示してほしい。なお、ADR センターの事例集であるが、大部であるため分かりやすく公表してほしい。
- ・ALPS の処理水放出について、国や東京電力においては、新たな風評を生じさせないという強い決意の下、万全な風評対策を講じるということはもちろんであるが、なお生じ得る風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉えて、簡易かつ柔軟な手法により被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、東京電力に強く申し入れてほしい。

【富岡町】

- 審査会においては、被災地の実情を正確に把握されまして、現場主義を貫かれ、そして今後も活発に議論が展開されることを期待している。
- ・加害企業である東京電力からは、中間指針を超える賠償を認めるべきではないという主張がなされているが、東京電力が今一度中間指針の趣旨を十分に理解して、趣旨どおりの運用がなされるよう再度 周知を図るとともに、必要に応じて指導、更には適切な見直しがな

されるように要望する。

・ALPS の処理水放出に対する賠償について、政府における ALPS 処理 水の海洋放出方針を受け東京電力が公表した賠償方針では、被害者 に極力負担をかけないよう、統計データにより推認するとされてい る。しかし、統計データでは把握、確認できない風評被害の発生した 場合には、被害者自身が立証しなければならないため、賠償される べき事業者が証明作業の中で一方的に負担を強いられることのない よう、被災者に寄り添った正確な視点から調査と審議がなされるよ うに要望する。

【浪江町】

- ・ADR センターにおける和解仲介手続について、多くの和解事例があり、町としても申立てを推進しているが、高齢者や避難により心身の病気になった方など申立てが困難である方も少なくない。
- ・東京電力は被災者に寄り添うと常に言っているが、審査会や国から も指導されているものの、現実、東電の対応を含め、被害に見合った 賠償が実現されていない。
- ・目に見えない被災地の実態を理解し、視察の結果を議論するととも に、東京電力には原因者としての責任を果たすよう、引き続き指導 してほしい。

【双葉厚生病院】

- ・営業損害に係る一括賠償後の超過分について、東京電力に賠償請求 しているが、事故発生前から赤字であり、事故発生後は赤字が縮小 しているため、損害そのものが発生していないなどと言われている。 我々としては納得できない理由である。
- ・病院の建物解体費用については、土地の所有者である双葉町からの 解体要請を受けて実施するものであり、自らの判断で行うものでは ない。この点についても、東京電力からはあまりよい返事をもらえ ていない。
- ・事故発生から 10 年以上が経過し、東京電力の賠償基準が被害の実態に見合っていない状況となっている。このため、病院という特殊性と地域の現状に合わせたような形で、中間指針の見直しを行ってほしい。

【双葉町】

・震災後 10 年が経過し、いまだ全町避難が継続している中、最近の訴訟の中で、被告側である東京電力から原告側に対する書面回答を目

にし、不適切な表現や主張をされていることに憤りを強く感じる。 加害者である東京電力側は、加害者意識を忘れず、さらには、3つの 誓いを厳守し、最後の一人までしっかりと被害者に寄り添った丁寧 な対応をするよう強く要請する。

- ・東京電力から中間指針を超える賠償を認めるべきではないという主 張が繰り返されている。これは中間指針の精神に反しているという ことを言わざるを得ない、それをしっかり審査会において東京電力 にただし、事実であればそれを是正してほしい。
- ・一刻も早く被害者の救済のために、中間指針以上の賠償を認めない 加害者である東京電力の対応を踏まえ、唯一全町避難を続けている 町の被害実態を十分に認識し、被害実態に即した内容となるよう、 指針の見直しに真摯に努めてほしい。
- ・各訴訟でまだ確定判決になっていないものの、迅速な解決に結びつけるために各訴訟判決の中で共通して認められているものについては中間指針に反映してほしい。
- ・審査会への被害者側の出席について、中間指針を超える賠償を認めるべきではないと東京電力が裁判で主張がされている。東京電力からも話を聞いているのであれば、被害者側からも意見を伺って、本当に賠償が支払われているのかどうかを審査会で確かめてほしい。

原子力損害賠償紛争審査会 会長 内田 貴 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和3年11月1日

大 熊 町 長 吉 田 淳

大熊町議会議長 吉岡 健太郎



・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年7か月が経過しました。当町においてはこれまで、 大川原地区での役場新庁舎開庁、災害公営住宅の入居、商業 施設や交流施設などが開所するなど、ふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかしながら、今なお、避難を強いられている状況が継続しております。令和4年春に、旧市街地である特定復興再生拠点区域全域の解除を予定しておりますが、それでもなお、面積にして約51パーセントの、人口にして約37パーセントの町民が生活していた町土が帰還困難区域のままとなっております。また、例え解除となったとしても、安定した生活を送るまでには、相当の時間と労力が必要となります。

令和3年8月31日に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が政府から示され、ようやく避難指示の全面解除に向けた議論が始まりましたが、帰還を望む方で震災から最長約20年近く時間を要する方もいることが示されたとも言えます。

多くの町民は避難生活の長期化に伴う精神的な苦痛、経済的な負担を今なお被っており、その内容は、避難が長引くにつれて深化し多様化しております。

このため、当町では、町民の負担を緩和するよう、指針の 見直しを要望してまいりましたが、平成25年12月26日に 中間指針第四次追補が発出されて以降、約8年間指針の見直 しはほぼなされておりません。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を 背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国 策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強 いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容とな るよう指針の見直しに真摯に努めていただきたい。

以上のことから、下記4点について、審議し指針に示すなどの対応を、強く要望いたします。

1. 避難指示が継続されている状況を踏まえた賠償について

令和4年春に特定復興再生拠点区域が避難指示解除された としても、今後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化 に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

しかし、令和2年9月に開催された審査会においては指針の見直しに慎重な見解が示され、審査会として、時間の経過とともに変化する被害者の実情を把握した上で、審査・検証が行われているとは考えにくいものとなっている。

審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合は、その個別の事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に示すこと。

2. 商工業者や農林業者等の営業損害及び就労不能損害に 係る審議と指針への明示について

商工業者や農林業者及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害及び就労不能損害については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」とされていることを踏まえ、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況や避難指示解除後の営業や就労が困難な状況を鑑み、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、個別の状況に応じた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

更に、一律に終期を定めることなく、指針の本旨を尊重 した賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社 に強く申し入れること。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例及び裁判の判例の反映について

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

また、裁判によって様々なケースの判決が下されていることから、裁判の結果を十分に考慮し被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

なお、共通する事例及び類似事例を、わかりやすく公表 すること。

4. 新たな風評被害への賠償について

本年4月、政府によりALPS処理水の処分に関する基本 方針が決定され、新たな風評被害が生じることも懸念される。 また、本年8月には、政府により福島第一原発敷地内で保管 する処理水の処分に伴う当面の風評対策が示されたところ である。

国や東京電力においては、新たな風評を生じさせないという強い決意の下、万全な風評対策を講じることはもちろんであるが、 なおも生じうる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、 あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、 被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、審査会として東京電力ホールディングス株式会社に強く申し入れること。

(本件事務取扱)

大熊町役場 生活支援課 課長 福原卓

電話:0240-23-7444

住所:福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

原子力損害賠償紛争審查会 会 長 内田 貴 様

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

令和3年11月1日

福島県富岡町長 山本 育男



要望書

福島第一原子力発電所事故により、突如慣れ親しんだ故郷を追われるよう避難してから10年7ヶ月が過ぎましたが、今なお、1万人以上の町民が47都道府県に離散し、不自由な生活を余儀なくされております。

当町は、当初の警戒区域から区域再編、一部地域の避難指示解除 を経て、大きく避難指示解除区域と帰還困難区域とに分断されてお ります。

避難指示解除地域は、生活関連サービスやインフラ環境整備など 復興に向けた取り組みが形に表れ、ハード・ソフト両面から様々な 事業に取り組んでおりますが、避難指示解除と解除後に可視化され た新たな課題にも精力的に取り組み続けなければなりません。

一方、帰還困難区域においては、平成30年に一部が特定復興再生拠点区域に認定され、令和5年春頃の避難指示の解除に向け環境整備に注力しているものの、安心・安全の根源となる放射線量低減のための除染及び解体工事の遅れが懸念材料となっております。

加えて、特定復興再生拠点区域外の解除方針が本年8月に示され たものの未だ不透明であり、町民の希望との乖離もあります。

責審査会におかれましては、この実情を改めて受け止め町民が将来に渡り被り続ける計り知れない苦痛に対して中間指針の趣旨に沿い、迅速且つ確実に適正な賠償がなされるよう、国の強い理念である「福島の復興なくして、日本の再生なし」に基づき、これまで以上に現場主義を貫き、被災地の実情を把握された上で、審査会による議論が展開されるよう要望します。

記

- 1. 被災者に寄り添った賠償
- 2. ALPS処理水放出に対する賠償

1. 被災者に寄り添った賠償

東日本大震災直後における速やかな賠償のため「必要 最小限の賠償基準」として示された中間指針は、その名 のとおり「賠償過程の中間的な処理」である。

東京電力は、本指針の趣旨を十分に理解せず、「中間 指針を越える賠償は認めるべきではない」という主張を 繰り返し、賠償が遅々として進まず、ひいては復興の妨 げとなっている。

よって、東京電力に対し、速やかな賠償がなされるよう本指針の理解を再度図ると共に、裁判外紛争解決手続きにより示された和解案などを踏まえた、被災者に寄り添った調査・審議を要望する。

2. ALPS処理水放出に対する賠償

政府方針「ALPS処理水の海洋放出」において、政府は原子力損害賠償紛争審査会に「必要に応じて調査・審議を行うこと」としている。

海洋放出による風評を絶対に生じさせない国の責務 は当然のことではあるが、風評を皆無にすることはでき ないことは現実である。

よって、十分な賠償及び速やかな賠償、損害に関する 立証負担を一方的に被害者に寄せることのない、被災者 に寄り添った視点をもった調査・審議を要望する。 原子力損害賠償紛争審査会 会 長 内田 貴 様

原子力損害賠償紛争審査会 の今後の審議に向けた 要望書

令和3年11月1日

福島県双葉町長伊澤史朗福島県双葉町議会議長伊藤哲雄

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、10年7か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた全町民は、42都道府県300以上の自治体で将来への不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けています。

当町では、平成29年9月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定(約555ha)を受け、同計画に基づき町の復旧・復興の一層の加速化を進めています。一方、避難指示が解除された区域は町域の約4.7%と一部のみであり、早くても令和4年6月以降を目標とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除が実現しても、引き続き帰還困難区域が広範囲に残ります。この特定復興再生拠点区域以外への帰還・居住にむけた避難指示解除に関する考え方は、本年8月に政府の復興推進会議及び原子力災害対策本部合同会合で決定されましたが、具体的なことは未だ不透明なままです。

このように、多くの町民の皆さんが避難生活の更なる長期 化を強いられる中で精神的、経済的に被っている苦痛は計り 知れません。貴審査会におかれましては、いわゆる中間指針 が町民の被害実態に即した内容となるよう同指針の見直しを 真剣にご審議いただきたい。

以上のことから、町民一人ひとりの被害に対する早急かつ 確実な賠償と生活再建の実現に向け、貴審査会においては、 以下の事項について取り組まれることを強く要望いたしま す。

(1) 中間指針の見直しについて

貴審査会には、今までも、現地調査を行うなどにより、被災地の 現状をしっかりと把握したうえで、被害者の一刻も早い救済のた め、中間指針等の見直しを行うことを要望してきた。

この指針では「<u>中間指針に明記されていない個別の損害が賠</u> <u>償されないということのないように留意されることが必要である</u>」と 明記され、中間指針は、あくまでも、「当面」のものであり、「最低 限」のものであることは、貴審査会自らが強調しているものである。

しかし、我々が被害を受けている東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償訴訟の中で、<u>被告東京電力ホールディングス株式会社側から、中間指針を超える賠償を認めるべきではないとの主張</u>がされ、その理由の1つとして、「中間指針等を踏まえ、多数の和解が成立している現在、中間指針等の果たしている役割は大きい」ということが挙げられている。このような主張は、中間指針の精神に反していると言わざるを得ない。

貴審査会においては、現在各地で進んでいる各訴訟の記録を 精査していただき、被告東京電力ホールディングス株式会社側か ら、そのような主張がなされているのが事実であれば、それをしっ かりと是正していただきたい。

(2) 継続している損害への賠償

令和3年8月31日、政府の復興推進会議及び原子力災害対策本部の合同会議において、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくと、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を決定した。

今回の政府方針の決定は、町域全域の避難指示解除に向けて一歩前進にはなるが、最長で事故後20年近くまで帰還できない町民の方もいることになり、これでは、町民の帰還意欲も削ぐことにもなってしまう。また、現在も既に、長きにわたる避難生活の中で、帰還を望むも叶わず亡くなってしまった町民の方々もおり、早急な個々の損害賠償の解決が望まれている。

貴審査会においては、今回の原発事故による訴訟での各裁判 所の判決について、内容が異なることやいずれも確定前のもので、 いずれの判決に従って指針を改めるということは時期尚早として、 それら判決の基になっている考え方等を考慮して、慎重に検討を 進めたいとのお考えであるが、被害者の立場からすれば、確定判 決までの時間はそれほど残されていない人もいるということも認識 していただきたい。また、貴審査会においては、確定判決まえでも、 自らの権限で同指針を改めることができるのであるから、速やか に検討を重ね、被害者の救済を早急に図っていただきたい。

(3) 審査会への被害者側の出席について

過去の審査会で、当時の会長から「東電としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくのが指針の役割である」と発言されており、このことが、(1)でも触れたように、東京電力ホールディングス株式会社側からの中間指針を超える賠償を認めるべきではないとの主張の根底にあると考えられる。

一方で、貴審査会では、<u>指針で示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となると示している。</u>

貴審査会が被害の認定をする場ではないのは承知しているが、 審査会の場で賠償状況を加害者側の東京電力ホールディングス 株式会社から説明を受けていることから、賠償の状況や説明内 容等に齟齬がないかを公平な観点でもって、被害者側へも出席 を要請し、意見等発言の機会を設け、賠償の実情をより深く理解 するため聴取していただきたい。